

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西尾市長

市町村名 (市町村コード)	西尾市 (213)
地域名 (地域内農業集落)	西ノ町地区 (西ノ町集落：小間町、法光寺町、田貫町、上町、下町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月28日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・本地区における営農活動を行う農業者はある程度確保されている。今後も中心経営体を含む担い手農業者が、継続的に営農をおこなう見込み農地の集積を進める必要がある。 ・後継者不足等により廃業される茶農家が増え、荒廃農地が増加しつつある。 ・堀割地区においては、基盤整備事業により効率的な作業が図られるようになったが、多雨の時に水路から水があふれる事が多くなった。 ・ジャンボタニシによる食害が増えつつ。 ・茶園のほ場が小さく、農道が狭い等条件が悪いため、機械化が進まない。 ・藤波用水の管理が大変なため、パイプライン化して欲しい。 ・住居近くの肥料や消毒の散布に対する苦情の増加
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水田については、ブロックローテーション方式による農地利用を図り、地域で協力し水稻、麦、大豆、の大規模かつ効率的な作業を目指す。 ・藤波用水地域での基盤整備事業の希望をしていきたい。 ・改植してから茶葉がとれるまで5年以上かかり、棚の作成、防霜ファンの設置、寒冷紗等の経費負担が大きいことから、廃業予定の茶農家から他の茶農家へ計画的な集積・集約化を進める。 ・貸したいという農地に対し、第三者機関による評価を決めランク付けをする等、マッチングのルール決めが必要と思われる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	224.1 ha
①うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	162.9 ha
ア. うち田の面積	95.1 ha
イ. うち畑の面積	67.8 ha
②うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域内の農用地区域内の農地を基本の区域とする。 ・保全・管理等が行われる区域については、地域での慎重な協議を積み重ね、必要な場合に依じて適切に設定する。
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地の集積・集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内で農業をリタイア・経営を転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
特になし。 ※経営体育成基盤整備事業（堀割地区）平成23年度から平成28年度に実施
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
西三河農協が主催している農業関係のスクール等と連携し、地域内外から新規就農予定者を募集し、栽培技術の取得支援や生産農地のあっせん等を行い、定着までの取り組みを進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①カラスの農作物の被害が拡大しないよう有害鳥獣捕獲業務への要望を行う。				
③現在取り組んでいるドローン等を利用したスマート農業に対し積極的に取り組む。				